

第4章 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発を推進するためには、人権の意義や重要性を単に知識として認識するだけではなく、日常生活の中で、行動や態度となって現れることが重要です。市民一人一人が様々な人権問題についての認識を深めるとともに、差別に気づき、差別をなくす実践力が高められるよう、家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる場を通じて、人権教育・啓発を推進する必要があります。

そのため、行政、学校、事業者、各種団体と市民との協働により人権教育・啓発活動を実施するとともに、様々な手法を取り入れ、広範な市民の参加と実践を引き出しながら、人権教育・啓発に努めます。

1 家庭

〔1〕現状と課題

家庭は、子どもが基本的な生活習慣を身に付け、豊かな感性や情操を育み、思いやりや生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎を育む場であるとともに、生涯にわたって豊かな人権感覚を養う上で極めて重要な役割を持っています。

中でも、人間形成の基礎を培う幼少期に、家庭で、遊びやしつけ、家事や家族とのふれあいなど日常生活を通して、保護者と子どもの愛着形成を図るとともに、子どもには自己肯定感や自立心、受容力などを育み、社会生活の中で必要となる基本的なルールを子どもが学んでいくことが大切です。

しかしながら、近年、少子高齢化の進展や核家族化、就労形態の変化などにより、人々のライフスタイルが多様化するとともに、価値観については物の豊かさよりも心の豊かさが求められる一方で、家庭や地域の養育力の低下が進み、児童虐待の多発や貧困問題、格差社会など家庭をめぐる人権問題が顕在化しています。

さらに、家庭においては、男女が共同して責任を果たし、ともに自立した生活を送ることができるよう固定的な性別役割分担意識の解消に努める必要があり、さらなる自己啓発や自己研修により、人権問題について家族の間で活発な話し合いが行われるなど、日常生活の場において人権感覚を磨き実践することが必要です。

〔2〕取組の方向（施策展開）

- ①家庭教育においては、保護者の差別的な意識が言動を通して子どもに再生産されてしまう場合が少なくないと指摘されているため、保護者が偏見を持たず、差別をしない、差別を許さないなど、正しい人権感覚をもって子どもと接することの大切さを啓発します。
- ②家庭児童相談室や児童館、保育所などにおける子育てに関する相談、支援体制の充実や子育てに関する学習の支援をはじめ、保護者自らが人権意識を高めるための自主的な学習活動の支援、親子での体験学習の促進など、温かい親子関係を育み、親子がともに学んでいけるような施策を学校や地域と連携を図りつつ進めます。
- ③家庭の中における、子育て、介護、家事などに男女が互いに尊重し助けあう意識づくり

を進めます。

- ④子どもや高齢者に対する虐待、ドメスティック・バイオレンス（DV）、家庭の中で起きる様々な人権問題に対する相談や支援機能の充実に努めます。

2 認定こども園・保育所・幼稚園

〔1〕現状と課題

幼児期における教育は、自己肯定感をはじめとした生涯にわたる人間形成の基礎を培うものとしておろそかにできないものです。そのため、幼児期における発達の特性を踏まえ、身近な動植物に親しむことにより生命の大切さを気づかせ、豊かな心情を育てるなど、人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるよう努めなければなりません。

また、幼児一人一人が、集団の中で基本的な生活ルールを身につけながら自立心を育み、同時に人に対する愛情と信頼感、相手を尊重する心を養っていく保育や教育を行うとともに、幼児の望ましい成長を促すため、保育所・幼稚園・認定こども園などの教育・保育施設や家庭、地域が相互の連携強化を図る必要があります。

少子化や核家族化など時代の変化に伴い多様化する保育需要への対応、子育ての不安や負担の軽減と健やかな子どもを育むための支援を充実することが大切です。

〔2〕取組の方向（施策展開）

- ①保育所・幼稚園・認定こども園での生活は生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な場であることから、保育所保育指針、幼稚園教育要領、認定こども園教育・保育要領に基づき、家庭や地域と連携して、人権尊重の精神が感性として育まれるよう努めます。
- ②保育所・幼稚園・認定こども園においては、遊びを中心とした生活を通して他の乳幼児とのかかわりを深め、思いやりの心を育む保育や教育を推進していきます。
- ③地域の行事に参加し、様々な人たちとふれあう中で、助けあう心や思いやりの心を育てるとともに、日常生活における望ましい習慣や態度、道徳性を培っていきます。
- ④すべての職員が、自ら豊かな人権意識を持ち実践することが必要であることから、人権問題についての知識や理解を深めるなど、研修を通してスキル*の向上を図っていきます。

3 学校

〔1〕現状と課題

人格形成に大きな影響のある学齢期において、人権尊重のための教育の中心的役割を担うのが学校教育です。

学校教育においては、学校の主体性や教育の中立性を堅持しながら、特に、児童生徒の発達段階に十分配慮しつつ、それぞれの実態に即して創意に富んだ教育を行い、いじめや体罰は絶対に許されない人権が尊重され守られる学校づくりが大切です。また、すべての子どもたちの主体的な進路選択を支援するとともに、生涯を見据えた社会的自立に必要な態度や能力の育成が必要です。

また、最近、SNSなど、インターネット上の書き込みによる差別やいじめ問題が全国的に多発している中で、児童生徒一人一人の確かな人権感覚を養う必要があります。

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校においては、児童生徒一人一人が、命を大切にし、自他の人格を尊重し、お互いの個性を認めあう心、他人の痛みがわかる心、他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心など豊かな人間性を育成するとともに、自立心や責任感を培っていくことが重要です。身近な生活にも結びつけながら、人権にかかわる歴史等を正しく理解するとともに、人権の意味や内容等への理解を深め、人権尊重の意欲や態度を培っていくことが大切です。

「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」、兵庫県教育委員会の「人権教育基本方針」及び加東市教育委員会の「第2期加東市教育振興基本計画」の方針に基づき、「自己の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度」を育むという観点から、児童生徒の発達段階に応じて、人権に関する知的理解及び人権感覚を高めるために、知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面に留意した人権教育を進めるとともに、自然や地域での体験学習、外国人や高齢者、障がいのある人等との交流を積極的に推進するなど家庭や地域と連携した教育を進める必要があります。

〔2〕取組の方向（施策展開）

- ①児童生徒一人一人の人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識を高めるとともに、「いじめ」などのあらゆる人権侵害を許さない態度や実践力の育成を図ります。
- ②児童生徒の自尊感情を高めるとともに、個性や能力を生かす教育を推進します。
- ③自然や地域での体験的な学習を通して、豊かな人間性を育成します。
- ④研修等を通して教職員の人権尊重の意識を高め、人権感覚を養うことにより、人権を尊重した教育環境の整備を進めます。

4 職場

〔1〕現状と課題

多様な人々により構成される職場においては、不公正な採用や男女間の賃金格差、配置や昇進の格差、さらにセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなど、性や出身地、

国籍、年齢、障がいの有無などによる人権問題が起こることが懸念されます。また、女性や障がいのある人が能力を十分に発揮するための職場環境の整備について、十分であるとは言えない状況です。社会や地域への影響力の大きさからも、事業活動全般において人権尊重の視点が必要となります。また、企業（事業所）においては、少子高齢化、経済のグローバル化や高度情報化、地球環境保護など、社会・経済情勢の急激な変化の中で、社会的責任（CSR^{*}）を果たす取組が求められます。

そのような状況において、人権尊重の考え方を積極的に企業方針に採り入れたり、職場内で人権に関する研修を行ったりする企業が増えてきています。

今後とも、働きやすい職場づくり、人権を尊重しあえる職場づくりや人権尊重の視点に根ざした事業活動を進めるために、積極的に従業員等の研修などに努めることが大切です。

〔2〕取組の方向（施策展開）

- ①市内の企業及び事業所からなる「加東市企業人権教育協議会（以下この章において「企人協」という。）」の活動を支援することにより、就職の機会均等を確保するための公正な採用選考を促すとともに、障がいのある人の法定雇用率達成の問題、職場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、男女の賃金や昇進の格差是正などの問題の存在を再認識し、人権尊重の視点に立った適切な対応が行える体制づくりを推進します。
- ②人権啓発ビデオライブラリー等を利用するなど、企業、事業所では社員研修を開催し、豊かな人権感覚を培い、具体的実践につながるよう促進します。
- ③人権尊重意識の高い職場づくりと雇用、労働条件や労働安全衛生などの就労環境の整備、個人情報の適正な管理など、企業・事業所の社会的責任（CSR）を果たす取組が推進されるよう、経営者、人事労務管理者等を対象とした人権研修などを積極的に推進します。
- ④企業などにおいては、事業所内の研修だけでなく、イベントへの協賛をはじめ、人権啓発活動への社員等の参加、障がいのある人や学生等の就業体験の受け入れなどの充実を促進します。

5 地域

〔1〕現状と課題

地域は、市民が日常の生活や地域活動などを通して、様々な人権問題について理解を深め、実践する場であり、生涯にわたって主体的に学び続ける生涯学習の場でもあります。

そのため、学習の場として公民館等における社会教育活動や大学等における公開講座、市人権・同和教育研究協議会による各種学習会、行政主催のセミナーや講演会などが行われています。

人権感覚は、主として地域における日常の付き合いの中で個人が自然に会得していくものであることから、教育及び啓発リーダーの育成、地域実践活動の場や機会の提供、交流の促進などにより、地域の教育力を高め、市民の主体的な学習及び啓発活動が活発に展開される仕組みづくりが必要です。

〔2〕取組の方向（施策展開）

- ①「第2期加東市教育振興基本計画」の方針に基づき、人権教育を生涯学習体系に位置づけ、人権に関する具体的な課題に即しつつ、多様な学習情報や教材の提供を行い、学習機会の拡充を図るなど市民の自主的な学習活動の支援を行います。
- ②人権啓発推進員を中心とした各自治会単位での人権学習会のさらなる活性化を図るため、人権啓発ビデオ等の啓発資料やリーダー研修などの充実を図ります。
- ③広域隣保活動事業における学級や講座の充実、学習機会や情報提供、指導者養成支援などを通して、地域の特性を活かした人権学習の推進に努めます。
- ④人権尊重の理念のさらなる広範な普及をめざし、自治会、婦人会、シニアクラブ、子ども会、民生委員・児童委員、PTA、ボランティア活動団体などとの連携を図ります。
- ⑤人権擁護委員と連携し、地域の実情に応じた活発な啓発活動を行います。
- ⑥人権にかかわるイベントや講演会の開催、わかりやすい啓発冊子の作成など、市民に親しみやすく工夫を凝らした取組を進めます。
- ⑦人権文化をすすめる市民運動推進強調月間（8月）や人権週間（12月）を啓発活動の強化月間として、あらゆる差別の解消に向けて、住民意識の高揚に努めます。
- ⑧市は、「加東市人権・同和教育研究協議会（以下この章において「市同教」という。）」の活動を支援します。市同教では、生きがいと幸せを築きあう人間尊重のまちをめざして、部落差別の問題をはじめ、社会の変化にともない人々の暮らしに現れる様々な人権問題を明らかにしながら、人権・同和教育の充実を図ります。

6 各種団体

〔1〕現状と課題

地域では、青少年団体や子ども会、消防団、シニアクラブ、PTAやボランティア団体、市民サークル、NPOなどが、人と人とのつながりの中、様々な活動を行っています。そのため、各団体では、人間関係を原因とする人権問題に関わる行為が発生する場合も少なくないと考えられます。

それぞれの団体において、人権にかかわる多様な学習活動が展開されるとともに、これら

の団体や組織による社会奉仕活動、福祉体験、文化、スポーツなど様々な活動を通じ、他者を理解し、互いの人権を認め合う取組が行われることが大切です。

〔2〕取組の方向（施策展開）

- ① 自治会をはじめ、民生委員・児童委員、市同教、企人協、人権擁護委員など地域の関係団体との連携を強化し、人権尊重の理念の普及・啓発及び人権施策の推進を図ります。

第5章 人権に関わりの深い特定職業従事者*に対する 人権教育・啓発の推進

人権尊重の理念に根ざした市政を推進するため、公権力を行使する業務や人権問題にかかわりのある業務、市民と直接に接する業務に携わる者はもとより、すべての職員が、人権尊重の理念を理解したうえで業務に当たり、常に人権尊重の視点から自ら担当する事務や事業について見直していくことが大切です。

このため、市では、以下の取組を積極的に進め、職員等の人権意識の高揚を図るとともに、施策への反映に努めます。

(1) 市職員

市職員においては、職員すべてが人権尊重の理念を理解し、行政運営に当たります。また、人権尊重の理念に配慮した施策を推進するため、日常の業務が具体的にどのように人権とかかわっているのか、何が課題となっているのかなど、人権尊重の視点から、自ら担当する事務や事業を常に見直します。

さらに、各部署の施策や事業を人権尊重の視点に立って見直し、取り組む課題の整理とその周知を図ります。

市は、庁内会議などのネットワーク化により、各部署の緊密な連携を図るとともに、情報の交換や共有を行い、人権尊重の視点に立った施策を総合的に推進します。

これらの人権施策を具現化するため、研修テーマや役職別研修及び新任研修などの研修方法を工夫し、職員自身が研修内容を自分のこととして理解し、実践できるものとなるよう計画的に実施します。

(2) 教職員・保育職員

教職員や保育職員は、学校や保育所等におけるあらゆる教育、保育活動を通して、子どもたちの人権尊重の理念に関する理解を深めるという重要な役割を担っています。

このため、教職員や保育職員の人権意識の高揚を図るとともに、保・幼・小・中それぞれの発達段階に即した専門的知識や技能の習得を目的とした研修の充実に努めます。また、家庭や地域との連携を深め、人権問題の解決に積極的な役割が果たせるよう資質の向上に努めます。

(3) 医療・保健関係者

医師、看護師、保健師をはじめとする医療・保健関係業務の従事者は、人の生命と健康を守るという重要な役割を担っていることから、職務の遂行に当たっては、生命の尊厳を重んじるとともに、患者や家族の立場を考慮し、プライバシーの保護に配慮した対応が求められます。このため、医療・保健関係者の人権意識の高揚を図るための研修や教育の充実に努めます。

(4) 福祉関係者

民生委員・児童委員及び福祉施設や福祉サービス事業所などの従事者は、高齢者、障がいのある人をはじめとする様々な人々の介護や生活相談などの業務に携わっており、生命及び人間の尊厳に対する認識はもとより、プライバシー保護への配慮という点においても、高い人権意識が必要です。このため、福祉関係者の人権意識の高揚を図るための研修の充実に努めます。

第6章 計画の総合的、効果的な推進

人権尊重のまちづくりを進めるための教育及び啓発は部落差別の問題、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人など様々な人権課題にかかわる施策だけでなく、市の施策全般を通じて行われることが大切です。そのため、すべての市職員が高い人権意識をもって職務を遂行していく必要があります。

本計画に基づく施策の推進に当たっては、本計画の基本理念である「誰もが互いを認め合い　みんなの笑顔あふれる 人権尊重のまち 加東市」に基づき、行政、市民、事業所、各種団体との密接な連携のもと、総合的、効果的な推進に努めます。

1 全庁体制による人権を尊重した行政の推進

人権を尊重した行政の推進に当たっては、全庁的な体制で取組、市の実施するすべての施策に人権尊重の視点を取り入れます。「加東市人権施策推進連絡会議」を設置し、各領域間の相互調整を図り、施策の一体的、総合的な推進を展開します。

2 計画の進行管理と評価

本計画の進行管理を行うため、「加東市人権施策推進連絡会議」において各部署との連絡、調整を図りながら、分野ごとの人権施策の推進状況を総合的に検証します。

3 関係機関等との連携・協力

国及び県と緊密な連携と協力を図るとともに、加東市人権・同和教育研究協議会を中心としたネットワークをさらに充実させ、情報の共有化、教育・啓発活動の共同実施、人材等の相互活用など各種団体間の連携を図ります。また、近隣市町との連携・協力態勢を築いていきます。

4 市民の参画と協働

社会の変化に対応して市民と行政の協働によって、様々な課題を解決することが求められており、事業の計画、実施、改善などのまちづくりのあらゆる分野における市民の主体的な参画を進めます。また、市民が広く参加できるイベントの開催や交流を深める機会の創出などに取り組みます。

5 相談体制の充実

人権侵害を受けている、又は受けるおそれのある市民が安心して相談できる環境づくりと

ともに、相談員の資質向上など相談体制の充実を図ります。また、関係機関との密接な連携協力を図り、問題の解決に努めます。

6 広報、啓発活動の推進

人権教育・啓発の推進に当たっては、基本理念・基本目標を踏まえ、「広報かとう」、ケーブルテレビ、インターネットの活用をはじめ様々な媒体で積極的に行います。

參考資料

1 注釈（用語の意味）

【あ行】

H I V 感染者

H I V（ヒト免疫不全ウィルス）に感染した人。発病した人をエイズ患者と称して区別します。

えせ同和行為

「同和問題はこわい問題である」という人々の誤った意識に乘じ、同和問題に対する理解が足りないなどという理由で難癖を付けて高額の書籍を売りつけるなど、同和問題を口実にして、会社・個人や官公署などに不当な利益や義務のないことを求める行為を指し、国民に同和問題に関する誤った意識を植えつける大きな原因となり適正な行政推進の障害となります。

S R I (Socially Responsible Investment)

企業財務などによる投資基準に加え、利害関係者や環境に配慮した企業の社会的責任（CSR）を積極的に果たしているかどうかを投資基準にし、投資行動をとること。

N P O (Non Profit Organization)

非営利団体のこと。一般的には自発的・自主的に社会貢献活動に取り組む団体を指します。なお、こうした団体に簡易な手続で法人格を付与すること等を目的とした特定非営利活動促進法（NPO法）が平成10（1998）年12月1日に施行されました。

【か行】

ゲイ（Gay）

男性の同性愛者

クエスチョニング（Questioning）

こころの性や、恋愛対象を探している状態の人

合理的配慮

障がい者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

【さ行】

C S R : Corporate social responsibility)

企業の社会的責任。

企業は大規模になるほど、株主ばかりでなく、顧客、従業員、取引相手、地域住民といった利害関係者の利益を実現することが求められ、経営者は企業を社会的存在として運営し

ていく責任を負っています。

人権文化

人権尊重の理念が、家庭・地域・職場・学校などにおいて生活文化として定着していること。

スキル (skill)

教養や訓練を通して獲得した能力のこと。生まれ持った才能に技術をプラスして磨きあげたもののこと。

ストレート・アライ

性的少数者の人たちの活動を支持し、支援している人

性的少数者（セクシュアルマイノリティ）

同性愛者、両性愛者、身体や戸籍上の性別と自認する性別に違和感を持つ方など。

セクシュアル・ハラスメント (Sexual Harassment)

性的いやがらせのこと。相手の意に反した性的な性質の言動、身体への不必要的接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、あらゆる場における様々な態様のものが含まれます。

【た行】

特定職業従事者

人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者のこと。

「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」において規定されています。例として、検察職員、矯正施設、更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者

DV・ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence)

配偶者暴力（DV）とは、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からふるわれる暴力のことを言います。

暴力は、殴る・蹴るなどの身体的暴力だけではなく、人前でバカにしたり生活費を渡さないなどの精神的暴力や、性行為の強要などの性的暴力も含まれます。

トランスジェンダー (Transgender)

こころの性とからだの性との不一致

【な行】

ノーマライゼーション (Normalization)

高齢者も若者も、障がいのある人もそうでない人も、すべて人間として当たり前（ノーマル）の生活を送るため、共に暮らし、共に生きる社会をめざすという考え方。

【は行】

バイセクシュアル (Bisexual)

両性愛者

パワー・ハラスメント (Power harassment)

役職などの上位にあるものが、その地位を利用し嫌がらせを行うこと。本来の業務の範疇（はんちゅう）を超えて、継続的に人格と尊厳を傷つける言動をし、就労者の働く環境を悪化させる、又は雇用不安を与えること。

ハンセン病

明治6（1873）年にノルウェーのハンセン博士により発見された「らい菌」による慢性の細菌性感染症。感染力は極めて弱く、仮に発病した場合でも治療方法が確立された現在では、早期発見、早期治療により短期間で治癒する病気。

プロバイダ (Provider)

インターネット接続業者。電話回線やデジタル通信網などを通じて、顧客である企業や家庭のコンピュータをインターネットに接続するのが主な業務。

【ま行】

マタニティ・ハラスメント

妊娠、出産、子育てなどをきっかけとして嫌がらせや不利益な扱いを受けること。

メディアリテラシー (Media literacy)

マスメディアが報じる情報は、社会的に「現実」「真実」と受けとめられる傾向にあるが、実際には完全な客観報道はあり得ず、そこには何らかの意図や価値観が込められています。そこで、こうしたメディアの特性について理解し、メディアが伝える情報を自主的に判断して活用することをいいます。

【や行】

ユニバーサルデザイン

年齢や障がいなどにかかわらず、あらゆる人が利用しやすいようにするという考え方。

【ら行】

レズビアン (Lesbian)

女性の同性愛者

2 人権関係年表

	国連等	国	県・市
1947(昭和22)		「日本国憲法」施行 「労働基準法」施行	
1948(昭和23)	「世界人権宣言」採択	「児童福祉法」施行 「民法」改正	
1949(昭和24)		「人権擁護委員法」施行	
1950(昭和25)		「身体障害者福祉法」施行 「生活保護法」施行 「保護司法」施行	
1951(昭和26)	「難民の地位に関する条約」採択	「児童憲章」制定	
1953(昭和28)		「らい予防法」施行	
1959(昭和34)	「児童の権利に関する宣言」採択		
1960(昭和35)		「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行 「同和対策審議会」設置	
1965(昭和40)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」採択	「同和対策審議会答申」	「同和対策事業推進連絡協議会」設置(県)
1966(昭和41)	「国際人権規約」採択		
1967(昭和42)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する宣言」採択		
1968(昭和43)	「国際人権年」		「同和対策基本要綱」制定(県) 「同和教育基本方針」策定(県)
1969(昭和44)		「同和対策事業特別措置法」施行	
1970(昭和45)		「心身障害者対策基本法」施行	「同和対策長期計画」策定(県)
1971(昭和46)	「人種差別と闘う国際年」「精神薄弱者の権利宣言」採択		
1975(昭和50)	「国際婦人年」「障害者の権利に関する宣言」採択		
1976(昭和51)	「国連婦人の10年」		「県立同和研修センターのじぎく会館」開設
1978(昭和53)		「同和対策事業特別措置法の一部を改正する法律」施行	
1979(昭和54)	「国際児童年」「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択		
1981(昭和56)	「国際障害者年」	「同和対策協議会意見具申」	
1982(昭和57)		「地域改善対策特別措置法」施行	「兵庫県国際障害者年長期行動計画」策定
1983(昭和58)	「障害者のための国連10年」		
1984(昭和59)		「地域改善対策協議会意見具申」	
1985(昭和60)	「犯罪の被害者と権力乱用の被害者に関する司法の基本原則宣言」採択		「ひょうごの婦人しあわせプラン」策定
1986(昭和61)	「国際平和年」	「地域改善対策協議会意見具申」「男女雇用機会均等法」施行	
1987(昭和62)		「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」施行	
1989(平成元)	「児童の権利に関する条約」採択	「エイズ予防法」施行	
1990(平成2)	「すべての移住労働者及びその家族の権利保護に関する国際条約」採択	「保育所保育指針」策定	「新ひょうごの女性しあわせプラン」策定 「すこやか長寿大作戦」策定(県)

	国連等	国	県・市
1991（平成3）		「育児休業法」施行	「兵庫2001年計画」策定 「（財）兵庫県人権啓発協会」設立
1992（平成4）		「地対財特法」改正	「福祉のまちづくり条例」制定（県） 「県立女性センター」開設
1993（平成5）	「世界の先住民の国際年」 世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択 「世界の先住民の国際年の10年」（1994～2003）の決議を採択 「障害者機会均等化基準原則」決議 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	障害者対策推進本部「障害者対策に関する新長期計画」策定 「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正・施行	
1994（平成6）	「国際家族年」 「人権教育のための国連10年」（1995～2004）の決議を採択 「国連人権教育の10年（1995～2005）行動計画」採択	「ハートビル法」施行 「新ゴールドプラン（高齢者保健福祉計画）」改定	「地域国際化推進基本指針」策定（県）
1996（平成8）		「地域改善対策協議会意見具申」「らい予防法」廃止 「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997（平成9）		「人権擁護施策推進法」施行 「障害者基本法」施行 「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」策定 「地対財特法」一部改正 「男女雇用機会均等法」改正 「アイヌ文化振興法」施行・「北海道旧土人保護法」廃止	
1998（平成10）		「障害者雇用促進法」施行	「人権教育基本方針」策定（県） 「“すこやかひょうご”子ども未来プラン」策定
1999（平成11）	「国際高齢者年」 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択	「男女共同参画社会基本法」施行 「人権擁護推進審議会答申（人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について）」「感染症新法」施行・「エイズ予防法」廃止 「児童買春、児童ポルノ禁止法」施行	
2000（平成12）	「平和の文化国際年」 「国際組織犯罪防止条約人身取引議定書」採択	「交通バリアフリー法」施行 「児童虐待防止法」施行 「犯罪被害者保護法」施行 「ストーカー規制法」施行 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行	「老人保健福祉計画（介護保険事業支援計画）」策定（県） 「外国人児童生徒にかかる教育指針」策定（県）
2001（平成13）	「人種主義、人種差別、除外主義、不寛容に反対する動員の国際年」 「世界の子どものための平和と非暴力の文化の国連10年」	「DV防止法」施行 「ハンセン病補償法」施行	「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」策定 「兵庫県男女共同参画計画」策定
2002（平成14）		「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 「ホームレスの自立の支援等に関する	「兵庫県男女共同参画社会づくり条例」施行

	国連等	国	県・市
		する特別措置法」施行 「身体障ギア者補助犬法」施行 「障害者基本計画」策定 「プロバイダー責任法」施行 「地対財特法」失効	
2003（平成15）		「拉致被害者支援法」施行 「個人情報保護法」施行 「武力攻撃事態対処法」施行 「次世代育成支援対策推進室」施行 「性同一性障害特例法」施行 「心神喪失者等医療観察法」施行 「出会い系サイト規制法」施行	
2004（平成16）	「人権教育のための世界計画」採択		「兵庫県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」策定
2005（平成17）	「人権教育のための世界計画」の「第1フェーズ行動計画（2005年～2009年）」開始	「犯罪被害者等基本法」施行 「発達障害者支援法」施行 「人身取引議定書」国会承認	「兵庫県男女共同参画計画後期実施計画」策定 「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」策定
2006（平成18）	「障害者の権利に関する条約」採択 「強制的失踪防止条約」採択	「障害者自立支援法」施行 「公益通報者保護法」施行 「高齢者虐待防止法」施行 「自殺対策基本法」施行 「バリアフリー法」施行 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」施行 「教育基本法」改正	「ひょうご長寿社会プラン」策定 「兵庫県配偶者からの暴力（DV）対策基本計画」策定 加東市誕生
2007（平成19）	「先住民族の権利に関する国連宣言」採択	「児童虐待防止法」改正	
2008（平成20）		「出会い系サイト規制法」改正 「性同一性障害特例法」改正	
2009（平成21）		「ハンセン病問題解決促進法」施行 「人権教育の指導方法等の在り方について」（第三次とりまとめ） 「青少年インターネット環境整備法」施行 「子ども・若者育成支援推進法」制定	「加東市男女共同参画プラン」策定
2010（平成22）	「ハンセン病差別撤廃決議」採択 「人権教育のための世界計画」の「第2フェーズ行動計画（2010年～2014年）」開始	「第3次男女共同参画基本計画」策定	「加東市人権尊重のまちづくり基本計画」策定 「加東市地域福祉計画」策定 「加東市健康増進計画」策定
2011（平成23）	「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（略称：UN Women）」設置 「児童に関する権利条約（子どもの権利条約）の通報手続きに関する選択議定書」採択 「人権教育および研修に関する宣言」採択	「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部変更 「障害者虐待防止法」制定 「障害者基本法」の一部改正	
2012（平成24）		「障害者虐待防止法」施行	「少子高齢社会福祉ビジョン」策定（県）
2013（平成25）		「障害者総合支援法」施行 「いじめ防止対策推進法」施行	

国連等	国	県・市
2014（平成26）	「障害者権利条約」批准 「子どもの貧困対策法」施行 「リベンジボルノ防止法」施行 改正「DV防止法」施行	「兵庫県いじめ防止基本方針」策定 「DV防止・被害者保護計画（第3期）」策定（県）
2015（平成27）	「人権教育のための世界計画」の「第3フェーズ行動計画（2015年～2019年）」開始	「女性活躍推進法」施行 「生活困窮者自立支援法」施行 「子ども・子育て支援新制度」開始 「ひょうご子ども・子育て未来プラン」策定 「加東市子ども・子育て支援事業計画」策定 「第2次加東市地域福祉計画・第2次加東市社会福祉協議会地域福祉推進計画」策定 「加東市健康増進計画」策定
2016（平成28）	「障害者差別解消法」施行 「部落差別解消推進法」施行 「ヘイトスピーチ解消法」施行	「ひょうご多文化共生社会推進指針」策定 「加東市障害者基本計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」策定
2017（平成29）		「兵庫県いじめ防止基本方針」改定 「第2次加東市人権尊重のまちづくり実施計画」策定
2018（平成30）	改正「青少年インターネット環境整備法」施行	「加東市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」策定 「加東市部落差別の解消の推進に関する条例」施行
2019（平成31）		「DV防止・被害者保護計画（第4期）」策定（県） 「第3次加東市男女共同参画プラン」策定 「第2次加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画」策定 「加東市自殺対策計画」策定

3 日本国憲法（抄）

（昭和21年11月3日（公布）
昭和22年5月3日（施行））

（前文中段）

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、專制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

第3章 国民の権利及び義務

第11条（基本的人権の享有と本質）

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条（自由・権利の保持義務、濫用の禁止、利用の責任）

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不斷の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれをを利用する責任を負ふ。

第13条（個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重）

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条（法の下の平等、貴族制度の否認、栄典の限界）

- 1 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- 3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特權も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。

第18条（奴隸的拘束及び苦役からの自由）

何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪による処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条（思想及び良心の自由）

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条（信教の自由、國の宗教活動の禁止）

- 1 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、國から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 國及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条（集会・結社・表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密）

- 1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条（居住・移転・職業選択の自由、外国移住・国籍離脱の自由）

- 1 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条（学問の自由）

学問の自由は、これを保障する。

第24条（家族生活における個人の尊厳と両性の平等）

- 1 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

第25条（生存権、国の生存権保障義務）

- 1　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2　国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

第26条（教育を受ける権利、教育を受けさせる義務、義務教育の無償）

- 1　すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2　すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条（勤労の権利・義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止）

- 1　すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- 2　賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3　児童は、これを酷使してはならない。

第29条（財産権）

- 1　財産権は、これを侵してはならない。
- 2　財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 3　私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第10章 最高法規

第97条（基本的人権の本質）

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第98条（憲法の最高法規性、条約・国際法規の遵守）

- 1　この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
- 2　日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第99条（憲法尊重擁護義務）

4 世界人権宣言

(1948年12月10日
第3回国際連合総会採択)

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が專制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためにには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び尊守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と尊守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを受けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政

治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隸にされ、又は苦役に服することはない。奴隸制度及び奴隸売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残酷な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する
刑事责任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による
公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各國の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自國その他いずれの国をも立ち去り、及び自國に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他國に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自國の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自國においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、ま

た、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならぬ。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

5 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

6 加東市人権尊重のまちづくり基本計画策定委員会設置要綱

平成29年12月14日

告示第112号

(設置)

第1条 加東市人権尊重のまちづくり基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するため、加東市人権尊重のまちづくり基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、基本計画に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者又はその団体が推薦した者
- (3) 公募による市民
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、基本計画の策定の日までとする。ただし、欠員が生じた場合は後任者を選任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によるものとし、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員長(その職務を代理する副委員長を含む。)が定まっていないときは、市長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民協働部人権協働課において処理する。

(平30告示46・一部改正)

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年1月1日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、基本計画の策定の日限り、その効力を失う。

附 則(平成30年3月30日告示第46号)
この告示は、平成30年4月1日から施行する。

7 平成 30 年度人権に関する市民意識調査 調査票

8 第2次加東市人権尊重のまちづくり基本計画策定委員会名簿・開催状況

(1) 第2次加東市人権尊重のまちづくり基本計画策定委員会委員名簿

区分	策定委員会役職	氏名
学識経験者		和田 幸司
	副委員長	石倉 健二
		山本 邦夫
		篠原 嘉一
各種団体代表		三木 秀文
		松本 美和子
	委員長	近澤 玉幸
		山中 実(～令和元年 5月 24 日まで)
		坂本 学(令和元年 5月 25 日から)
		南中 輝代
		福島 俊夫
		竹内 司
		後藤 友栄
		田中 美恵子
		田中 陽三(～令和元年 9月 25 日まで)
		平井 俊一(令和元年 9月 26 日から)
		山口 義徳
		西村 のぞみ
		繁本 晴美
市長が必要と認める者		福井 明

(2) 第2次加東市人権尊重のまちづくり基本計画策定委員会開催状況

開催回	開催日	内容
第1回	平成30年8月31日	市民意識調査の検討
第2回	平成30年9月25日	市民意識調査の検討
第3回	平成31年3月5日	市民意識調査の結果報告
第4回	令和元年7月16日	第1次計画の検証、骨子（案）体系図の検討
第5回	令和元年9月26日	基本計画（案）の検討
第6回	令和元年10月30日	基本計画（案）の検討
第7回	令和2年2月 日	基本計画（案）の決定